【新型コロナウイルス】豪州政府によるオーストラリア渡航申告書 (Australia Travel Declaration) の運用開始(12月9日以降)

2020年12月18日 在ブリスベン総領事館

- ●12月9日以降、豪州に入国(トランジットを含む)を希望する全ての者(豪州人及び永住者含む)は、遅くとも豪州に向けて出発する72時間前までに、オンラインで、オーストラリア渡航申告書(Australia Travel Declaration)の登録が求められています。
- ●尚、豪州への入国は、豪州国籍者や永住者及びその近親者等以外は原則禁止されており、 その他の入国には渡航規制の適用除外申請及び査証の取得が必要となっている他、全ての 渡航者は豪州入国地で当局指定施設における14日間の隔離が義務づけられています。 詳細は以下の連邦内務省のHP(英文の日本語訳)をご覧下さい。

https://www.homeaffairs.gov.au/covid-19/Documents/japanese/covid-19-coming-japanese.pdf

1 12月9日以降、豪州に入国を希望する全ての者(豪州人及び永住者含む)は、遅くとも豪州に向けて出発する72時間前までに、オンラインで、オーストラリア渡航申告書 (Australia Travel Declaration) の登録が求められています。

なお、この申告書登録はトランジット (乗り継ぎ) の場合も必要であり、登録が無い場合、 飛行機に搭乗出来ない、または、豪州到着時に、入国までに長時間を要する可能性があると のことです。

詳細は以下の連邦内務省のHP(英文のみ)をご覧ください。

https://covid19.homeaffairs.gov.au/australia-travel-declaration

- 2 各航空会社のHPでも案内されておりますので、併せてご参照ください。 全日空 (ANA): <a href="https://www.ana.co.jp/ja/jp/topics/notice200501/#immigration">https://www.ana.co.jp/ja/jp/topics/notice200501/#immigration</a> 日本航空 (JAL): <a href="https://www.jal.co.jp/jp/ja/info/2020/other/flysafe/flights-service/quarantine-immigration/">https://www.jal.co.jp/jp/ja/info/2020/other/flysafe/flights-service/quarantine-immigration/</a>
- 3 メルボルン空港に到着される方は、上記のオーストラリア渡航申告書に加え、以下のとおり、ビクトリア州検疫到着フォーム(Victorian Quarantine Arrival Form)へのオンライン申請が求められております。

https://mqservices.justice.vic.gov.au/csp?id=djcs\_csp\_index (英文のみ)

尚、本件については以下12月11日付け当館領事メールもご覧下さい。

この領事メールは,在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録された メールアドレスに自動的に配信されています。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館

住所:Level 17, 12 Creek Street, Brisbane QLD4000

電話:07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete

また、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受領を希望する 方には、是非「たびレジ」登録をご案内下さい。

(良くある質問) https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/faq.html